



乾杯を  
もっとおいしく。

2020年2月21日

NEWS RELEASE

サッポロビール株式会社

## 上告受理申立てに関するお知らせ

サッポロビール（株）は、令和2年（2020年）2月12日付「酒税に係る取消請求訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせした訴訟の控訴審判決を不服として、この度、最高裁判所に上告受理申立てを行いましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

### 1. 上告受理申立てをした裁判所および年月日

最高裁判所

令和2年（2020年）2月21日

### 2. 上告受理申立てに至る経緯

当社は、『「サッポロ 極ZERO」（リキュール（発泡性）①）』（以下「旧極ZERO」）に係る酒税について、税率適用区分を発泡性酒類の基本税率として、自主的に修正申告等を行いましたが、その後、改めて、「旧極ZERO」が「リキュール（発泡性①）」の税率適用区分に該当すると判断し、所轄税務署長に対し更正の請求を行いました。これに対して、同税務署長より「更正すべき理由がない旨の通知処分」がなされたため、当社は平成29年（2017年）4月、上記通知処分の取消しを求める訴訟を提起しました。平成31年（2019年）2月6日に当社の請求を棄却する第1審判決が言い渡され、これに対し、当社は、平成31年（2019年）2月18日に東京高等裁判所に控訴を提起しましたが、令和2年（2020年）2月12日に控訴審判決の言渡しがあり、当社の控訴が棄却されております。これを受けまして、当社は、最高裁判所に上告受理申立てを行いました。

### 3. 今後の見通し

今後につきましては、上告審において審理が行われ、当社の主張が認められるよう、引き続き適切に対応してまいります。

以上